

14. 中学校保健体育科武道（柔道）の実態について

八王子市立打越中学校 田中 裕之
茨城大学 尾形 敬史
早稲田大学 小野沢弘史

14. Actual conditions for the implementation of Budo (Judo) to the Physical Education System in junior high schools

Hiroyuki Tanaka (Uchikoshi Junior High School, Hachioji, Tokyo)
Takashi Ogata (Ibaraki University)
Koshi Onozawa (Waseda University)

Abstract

Based on the revisions made to the curriculum guidelines in 2008 (Heisei 20), Budo (traditional martial arts) will be a compulsory physical education subject at junior high schools from April 2012 (Heisei 24). The government source data released on May, 2008 shows that there are 10,104 public junior high schools in Japan and of those 4,771 schools (47.2%) are equipped with a Budo study facility. As for private schools, 184 (25.0%) out of the 735 also have that facility. The reality is that there are only a few physical education teachers who are specialized in teaching Budo, thus, Budo classes are taught predominantly by teachers who are not Budo specialists.

This study is designed to grasp the actual conditions of Budo classes in the junior high school physical education system and is aimed to support implementing Budo (Judo) as a compulsory subject.

The following are the outcomes of the studies.

- 1) Most male teachers' Budo experience is in Judo. Most female teachers do not have any experience with in any kinds of Budo.
- 2) Three quarters of male teachers who are eligible to conduct Budo class by themselves are

of 1st dan grade or non-dan grade.

3) One third of female teachers will not teach Budo class. 90 percent of female teachers who are eligible to conduct Budo class by themselves are of 1st dan grade or non-dan grade.

4) At present, 80 percent of schools where there are Budo classes already, Budo classes have been adopted in every grades from 1 to 3. For 50 percent of those schools, the total Budo class hours in the 1st grade are no more than 10 hours.

5) 80 percent of schools which plan to introduce Budo classes into their physical education curriculum from 2012, will have Budo classes available for all students in every grades. For the 50 percent of those schools, the total Budo class hours will be no more than 10 hours.

6) From 2012, the majority of schools will have the same hours of Budo class for male and female students.

7) For students, the reason to choose Judo is not the contents or curriculum but the teachers' degree of specialist knowledge and accessibility to the facility and materials for Judo studies.

8) The contents which physical education teachers wish to study the most were "basic movement acquisition" and "flow and management of 1 hour class".

9) Implementation of an easy to use manual and reliable personnel education system will enable schools to invite special instructors for Budo classes.

10) As Kendo and Judo have different characteristics, it is essential for teachers to understand each characteristic and merit.

1. はじめに

中学校体育における柔道は、「格技」領域の1種目として1951（昭和26）年以来、男子に対して選択必修とされてきた。その後、1989（平成元）年の学習指導要領の改訂により、「格技」から「武道」と名称変更され、同時に女子が武道を選択履修することが可能になった。さらに、2008（平成20）年の学習指導要領の改訂では、中学校体育における武道は、2012（平成24）年度から必修化されることになった。

文部科学省の2008（平成20）年5月時点の資料によると、武道場が整備されている公立中学校の数は10,104校中、4,771校（47.2%）、私立中学校では735校中、184校（25.0%）である。公立の中学では半数、私立の中学にいたっては4分の1しか武道場が設置されてなく、環境的に十分とはいえない。また、従来から中学校保健体育科教員の中には、武道（柔道）を専門とする教員は少なく、専門外の教員が武道の授業を担当することが圧倒的に多いという現状がある。

本研究は、このような現状にある武道（柔道）授業の支援を行うためには、その実態を把握することが必要と考え、全国の抽出された中学校に対してアンケート調査を行ったものである。

2. 対象と方法

（1）研究の対象

全国47都道府県の376校（各都道府県8校抽出）における校長及び保健体育科教員を対象とする。

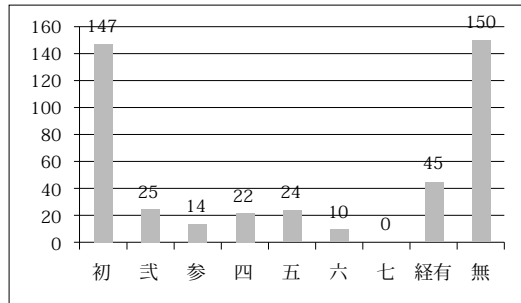
（2）方法と時期

質問紙調査を、平成22年8月に郵送によって行い、回収数は、204校、教員590名であった。

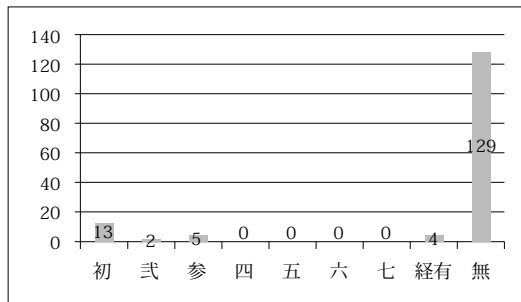
3. 結果と考察

1 保健体育科教員の武道経験

男性	柔道 (%)	剣道	他
取得段位			
初	147(34)	51	1
弐	25(6)	3	0
参	14(3)	4	0
四	22(5)	4	0
五	24(5)	9	0
六	10(2)	9	0
七	0	3	0
経験あり無段	45(10)	37	21
経験なし	150(34)	317	415
計 437名			

＜保健体育科男性教員の柔道経験＞

女性	柔道	剣道	他
取得段位			
初	13(8)	3	0
弐	2(1)	0	0
参	5(3)	1	0
四	0	4	0
五	0	2	0
六	0	0	0
七	0	0	0
経験あり無段	4(3)	7	4
経験なし	129(84)	136	149
計 153名			

＜保健体育科女性教員の柔道経験＞

○ 男性教員の武道経験は柔道が多く、女性教員の大部分は武道経験がない

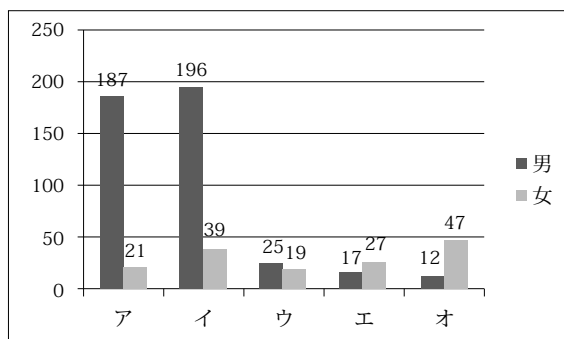
男女とも、武道経験は柔道が多い。これは柔道部活動の経験ではなく、大学の武道授業によるものと考えられる。現行の指導要領でも男子が武道を行っている学校が多いが、教員の取得段位は初段が圧倒的に多く、専門的指導力が高くない教員が授業を行っている現状がある。

平成 24 年度から女子全員も武道の授業を行うが、状況はより深刻である。最近は大学での武道の授業を女子も受講する傾向にあるが、以前は女子が武道の授業を受講することは稀であったことが、女性教員の武道経験の低さの主因となっている。

2 教員の柔道授業の指導レベル

	男性(%)	女性(%)
ア 十分な指導ができる	187(43)	21(14)
イ 不十分な部分があるが、単独で指導できる	196(45)	39(25)
ウ 不十分な部分があり、外部指導者等とのT Tならば指導できる。	25(6)	19(12)
エ 現状では指導は困難であるが、24年度から授業を行う予定	17(4)	27(18)
オ 指導は困難であり、武道の授業は他の教員に任せ、自分はダンス等を担当する予定	12(3)	47(31)

計 437名 153名



3 単独で指導ができる教員（2（ア）（イ））の柔道経験

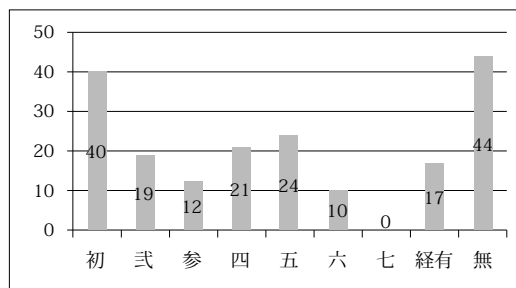
〔男性教員〕

①「十分な指導ができる」教員の柔道経験

取得段位	初	40(21)	(%)
	弐	19(10)	
	参	12(6)	
	四	21(11)	
	五	24(13)	
	六	10(5)	
	七	0	

経験あり無段 17(9)

経験なし 44(24) 計187名

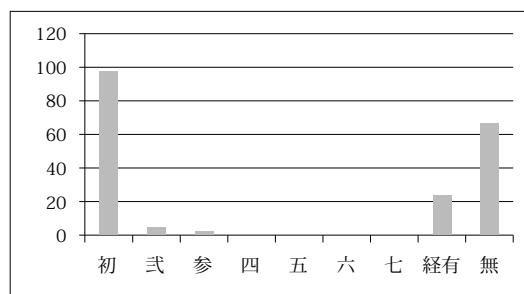


②「不十分な部分があるが単独で指導ができる」教員の柔道経験

取得段位	初	98(50)	(%)
	弐	5(3)	
	参	2(1)	
	四	0	
	五	0	
	六	0	
	七	0	

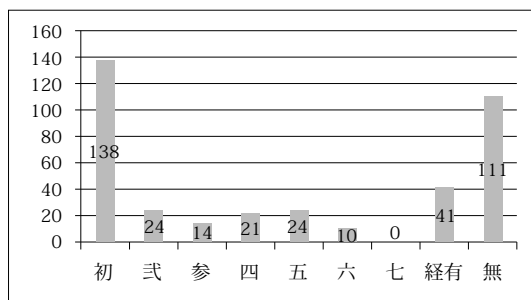
経験あり無段 24(12)

経験なし 67(34) 計196名



③ ①+②

「単独で指導ができる」教員の柔道経験



○ 単独で指導できる男性教員の3/4は初段または無段者

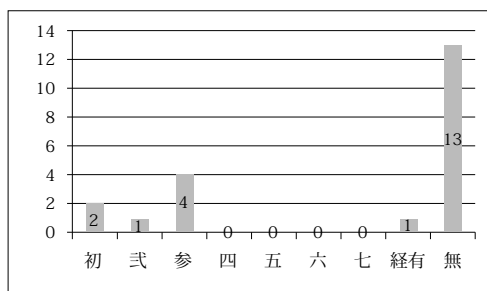
「十分な指導」「不十分ではあるが単独で指導できる」男性教員は、383名で全体の88%であり、数字の上では大きな問題となっていない。

しかし、383名中、柔道の経験がない、経験があっても無段の教員は計152名40%を占めている。初段138名36%を加えると、290名76%となり、単独で指導できる教員の3/4は初段または無段者である。この教員層に適切な研修の機会を提供し授業力を向上させることが、安全で効果的な柔道の授業作りに直結する。

〔女性教員〕

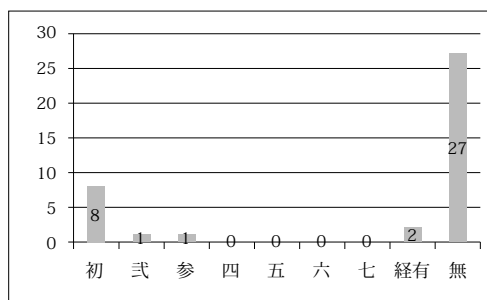
① 「十分な指導ができる」教員の柔道経験

取得段位	初	2(10)	(%)
	弐	1(5)	
	参	4(20)	
	四	0	
	五	0	
	六	0	
	七	0	
経験あり無段		1(5)	
経験なし		13(61)	
計		21名	



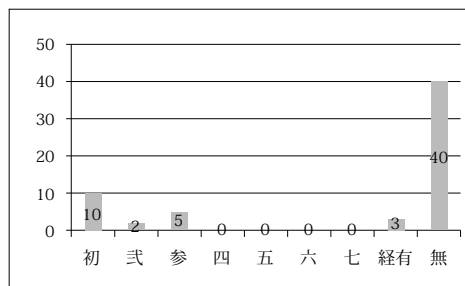
② 「不十分な部分があるが単独で指導できる」教員の柔道経験

取得段位	初	8(21)	(%)
	弐	1(3)	
	参	1(3)	
	四	0	
	五	0	
	六	0	
	七	0	
経験あり無段		2(5)	
経験なし		27(69)	
計		39名	



③ ①+②

「十分な指導ができる」+「不十分な部分がある」
が単独で指導ができる」教員の柔道経験



○ 女性教員の1/3は武道を担当しない予定、単独で指導できる教員の約9割は初段または無段者

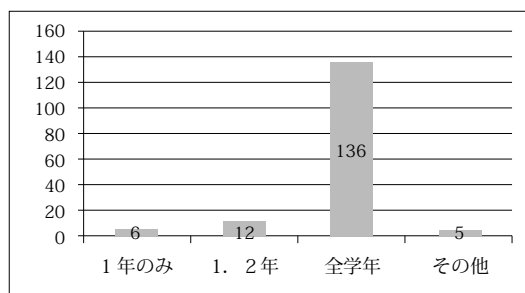
女性教員153名中、単独で柔道の指導ができる教員は60名39%に対し、武道単元は他の教員に任せ、自分は武道単元の授業を担当しない教員は47名31%に上っている（項目2「教員の柔道授業の指導レベル」参照）。

単独で指導できる教員60名中、柔道の経験がない、経験があっても無段の女性教員は計43名71%を占めている。初段取得者を含めると53名88%に達し、男性教員以上に深刻な状況にある。

女性教員が、武道単元の授業を他の教員任せにすることなく、自ら授業を担当するとともに、授業力を向上させるための研修の機会提供及び、大学での教職課程取得段階での女子学生への指導を充実させることが喫緊の課題である。

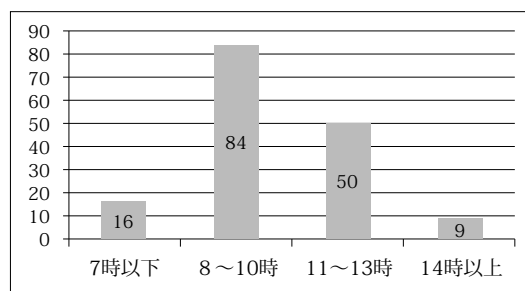
4 平成22年度に柔道を実施している 学校の実施学年〔男子〕

1年のみ	6(4)	(%)
1. 2年	12(8)	
全学年	136(86)	
その他	5(3)	
計	159校	



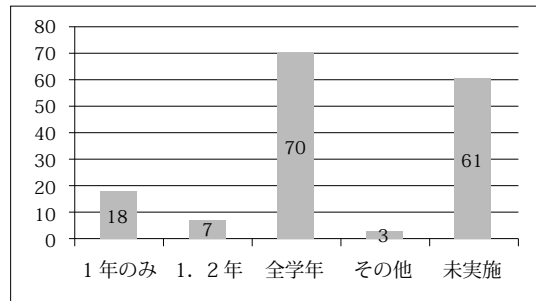
5 4の学校の第1学年の実施時数

7時間以下	16(10)	(%)
8～10時間	84(53)	
11～13時間	50(31)	
14時間以上	9(6)	
計	159校	



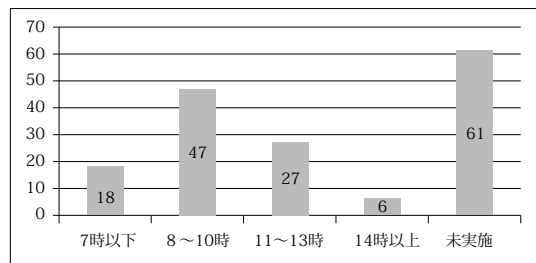
6 平成22年度に柔道を実施している学校の実施学年〔女子〕

1年のみ	18(11)	(%)
1.2年	7(4)	
全学年	70(44)	
その他	3(2)	
未実施	61(38)	
計	159校	



7 6の学校の第1学年の実施時数

7時間以下	18(11)	(%)
8～10時間	47(30)	
11～13時間	27(17)	
14時間以上	6(4)	
未実施	61(38)	
計	159校	



○ 現在、実施している学校の8割は全学年で実施、第1学年の実施時数は10時間以下が過半
 現行の学習指導要領下でも、大部分の学校では男子で武道の授業が行われている。柔道を実施している学校159校中、136校86%が全学年で実施しており、形式的ではない計画的な授業作りが進んでいる様子が見られる。

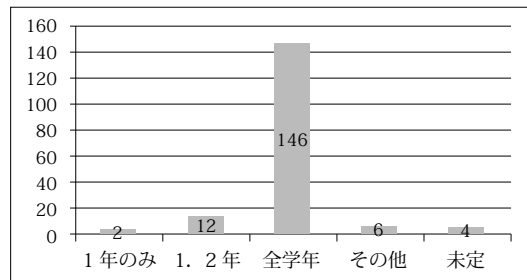
しかし、第1学年の実施時間数は100校63%が10時間以下であり、十分な時間が確保されているとは言い難い。今後、標準的指導計画、指導案等を整備し、時間確保の必要性を訴え、学校への意識啓発を行う必要がある。

一方、女子は武道ではなくダンス等を選択している学校が61校38%に上っている。しかし、数年前と比較しても、女子の武道実施校は確実に増化しており、24年度の武道必修化へ向けての準備が進んでいることが窺える。

しかし実施時間は、実施校98校中、10時間以下が65校66%であり、男子と比較しても大きな差は見られない。実施に際しては、男女で時間数に差を設けるのではなく、学校間の差が大きい点が見られ、学校への意識啓発が必要である。

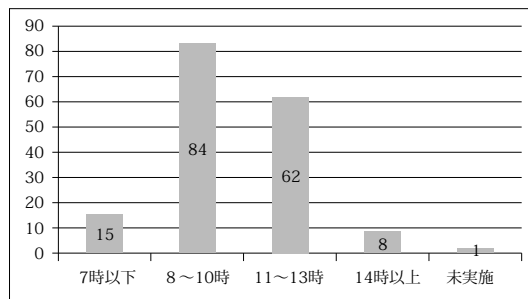
8 平成24年度に柔道を実施する予定の

学校での実施学年〔男子〕		
1年のみ	2(1)	(%)
1.2年	12(7)	
全学年	146(86)	
その他	6(4)	
未定	4(2)	
計	170校	



9 8の学校の第1学年の実施予定時数

7時間以下	15(9)	(%)
8～10時間	84(49)	
11～13時間	62(36)	
14時間以上	8(5)	
未定	1(1)	
計	170校	



○ 平成24年度に実施予定の学校の8割は全学年で実施、実施時数は10時間以下が過半

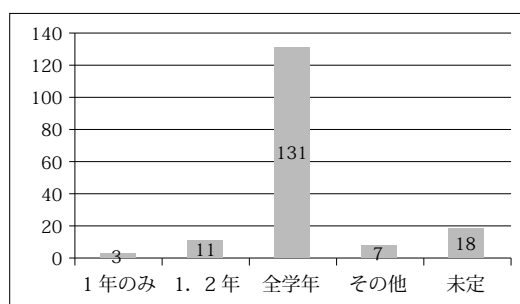
平成24年度に柔道を実施する学校の割合は、現行と大きな変化はない。実施時数に関しても同様である。これは、男子は現行の学習指導要領下でもほぼ必修に近い形で武道授業を行っていることによると考えられる。

本来的意義からすれば、実施時数は最低でも10時間以上が求められるが、現行と大きな変化がないことは、今後、内容的な充実を図るために最低限必要な時数を確保することの意義をより強く学校に訴えていくことが必要である。

10 平成24年度に柔道を実施する予定の

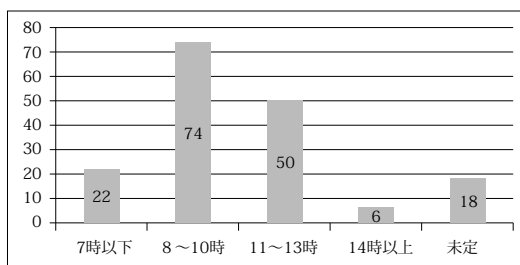
学校での実施学年〔女子〕

1年のみ	3(2)	(%)
1. 2年	11(6)	
全学年	131(77)	
その他	7(4)	
未定	18(11)	
計	170校	



11 10の学校の第1学年の実実施時数

7時間以下	22(13)	(%)
8～10時間	74(44)	
11～13時間	50(29)	
14時間以上	6(4)	
未定	18(11)	
計	170校	



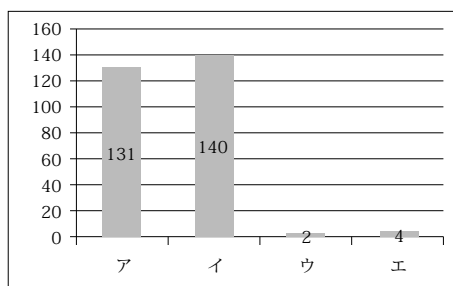
○ 平成24年度からは女子も男子と同様の規模で実施予定

女子は、現行では38%の未実施校が存在したが、平成24年度からは必修となる。8割近い学校が全学年で実施する予定となっており、男子と大きな差は見られない。

実施時数に関しても、同様な傾向があり、武道必修化の枠組の部分（実施学年、実施時数）については、男女で同じ形態での指導が行われる模様である。

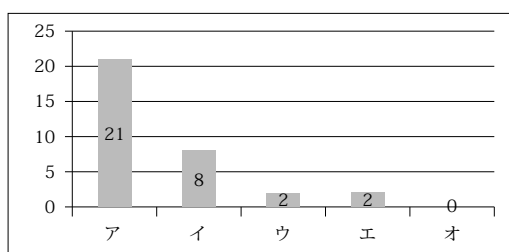
12 柔道を実施する理由（複数回答）

	(%)
ア 教員の指導力、専門性が生かせる	131(77)
イ 施設、備品等が整備されている	140(82)
ウ 武道精神の指導にふさわしい	2(1)
エ その他	4(2)
(回答 170校)	



13 柔道以外の種目を実施する学校の柔道を実施しない理由（複数回答）

	(%)
ア 施設や備品等、柔道を実施するのに不適、柔道以外の種目を実施に適當	21(64)
イ 柔道以外の種目への教員の専門性が高い、柔道の専門性が低い	8(24)
ウ 柔道は、傷害の危険性が高く、安全面に疑問	2(6)
エ 柔道は、日常生活での実力行使等、生活指導の問題が起こる可能性が高い	2(6)
オ その他	0



○ 柔道を選択する理由は、内容面ではなく教員の専門性や施設・備品の有無に左右

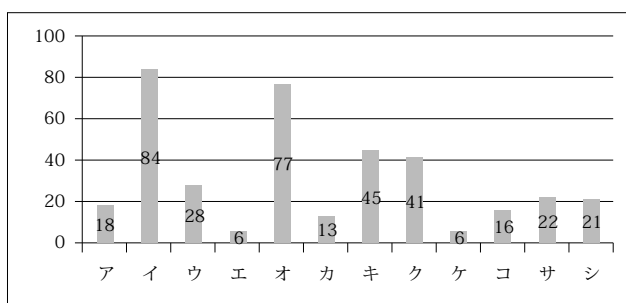
武道種目の中で柔道を選ぶ理由は、柔道の運動特性や柔道のもつ武道精神の学びやすさに拠るものではなく、単に教員の当該種目に関する指導能力の有無や保有する施設、備品の状況に拠っている。

逆に、柔道を選ばない理由は、柔道の安全性への疑問や柔道が武道の種目としてふさわしくないからではなく、学校の施設、備品等の状況や教員の専門性に拠っている。

このことから、教員の柔道に関する指導能力向上をめざす研修、教員を養成する大学段階での適切な指導の充実が柔道授業の拡大、充実につながると考える。

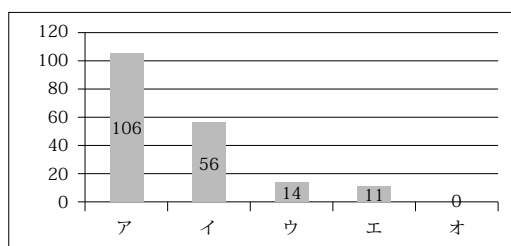
14 指導力向上のために希望する研修内容（複数回答）

	(%)		(%)
ア 武道の精神の理解	18(11)	イ 基本動作の技術習得	84(49)
ウ 投げ技の技術習得	28(16)	エ 抑え技（寝技）の技術習得	6(4)
オ 1時間の授業全体の流れの習得	77(45)	カ 武道の精神の指導の工夫	13(8)
キ 基本動作の指導の工夫	45(26)	ク 投げ技の指導の工夫	41(24)
ケ 抑え技（寝技）の指導の工夫	6(4)	コ 単元の指導計画作成	16(9)
サ 安全指導、事故防止の指導の工夫	22(13)	シ 女子への指導の工夫	21(12)



15 平成21.22年度に教育委員会が主催した柔道指導の研修会について（複数回答）

ア 講師、研修内容・方法とも満足	106(62)	(%)
イ 教育委員会主催の研修会は未実施	56(33)	
ウ 研修内容・方法が受講者の希望内容と不一致な点あり	14(8)	
エ 講師の指導が受講者の希望内容と不一致な点あり	11(6)	
オ その他	0	



○ 基本的事項の研修を希望

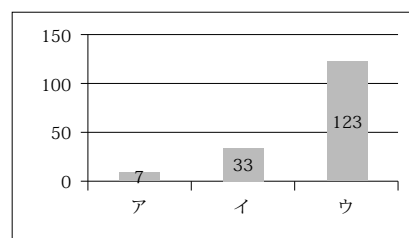
希望する研修内容は、「基本動作の習得」、「1時間の授業全体の流れ習得」が最も多く、次いで「指導の工夫」に関する希望が多くあり、研修内容は初歩的な内容への希望が多い。

一方、教育委員会の主催する研修会はほぼ肯定的に受け止められている。しかし、研修会未実施の地域も多くあり、今後、すべての都道府県、区市町村で授業力向上の研修会が行われることが求められている。

その際、未実施の教育委員会に対し、適切な講師紹介や研修会運営システムの提示、内容・方法への助言指導を行うことが必要である。

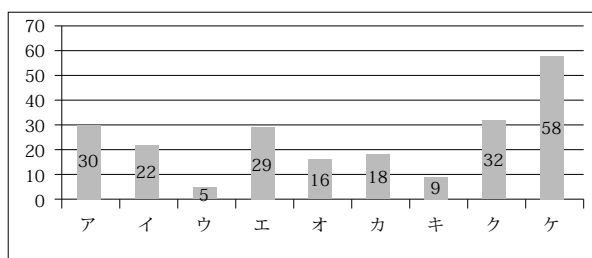
16 外部指導者の導入について

(1) 導入の可否	(%)
ア 積極的に導入を考えている	7(4)
イ 条件が合えば導入を考えていく	33(19)
ウ 考えていない	123(72)
エ 不明	7(4)



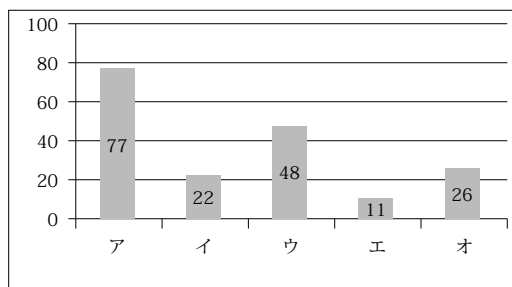
(2) (1)と考える理由（複数回答）

	(%)
ア 自分でも指導できるが、より専門性を持つ指導者も必要と考えるから	30(18)
イ 自分でも指導できるが、より多様な視点から生徒の育成を図りたいから	22(13)
ウ 自分一人の指導には不安を感じるから	5(3)
エ 外部指導者との打合せの時間が十分に確保できないから	29(17)
オ 授業の進め方について、意見の食い違い等のトラブルが心配だから	16(9)
カ 指導観や評価について、意見の食い違い等のトラブルが心配だから	18(11)
キ 個人情報の問題等、授業に教員以外の人間が入るのは好ましくないと思うから	9(5)
ク 適当な外部指導者が身近にいないから	32(19)
ケ 不安はあるが自分で工夫すればやっていけると考えるから	58(34)



17 設問16で外部指導者の導入を、条件が合えば導入を考える、考えていないと回答した学校への追加質問（複数回答）

	(%)
ア 指導者がいなくても十分な授業のレベルを維持できるから導入しない	77(45)
イ 適当な外部指導者を紹介してもらえ人材バンク等のシステムが整ったら導入を考える	22(13)
ウ 外部指導者の選定や打合せ時間の確保等、事前準備の負担が解消されれば導入を考える	48(28)
エ 教育委員会や連盟等が事前研修を行い、外部指導者の資質が向上すれば導入を考える	11(6)
オ 教育委員会や連盟等が適格審査を行い、外部指導者の資質が保証されれば導入を考える	26(15)



○ 外部指導者の導入には、容易に導入できるマニュアル、安心して依頼できる人材育成が必要

授業の充実のために、効果的に外部指導者を導入することが求められているが、導入には否定的な学校が圧倒的である。この問題の解決には、教員の意識を変えること、導入しやすい体

制を整えること、導入する際の障害を取り除くことが重要である。

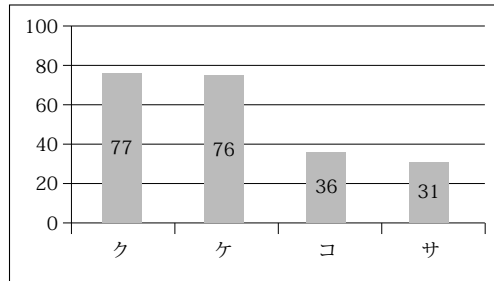
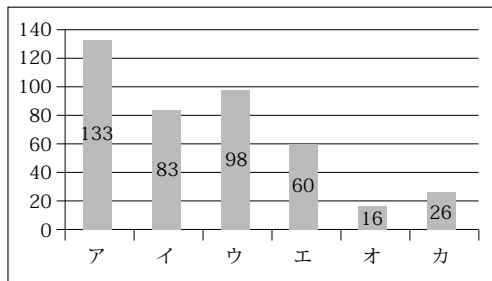
導入に前向きな教員は、自分の指導力に不安があるからという理由よりも、よりよい授業作りのために外部指導者を活用したいと考えている割合が高い。この意識を全教員に広めることができれば、導入は進展する。よりよい授業作りのための外部指導者活用モデル案を検討し、導入のメリットを明らかにしていく必要がある。このことが、「外部指導者がいなくても十分な指導ができる」教員にさらによりよい授業作りへの意欲喚起を促し、「不安はあるが（導入せずに）自分で工夫」しようとする後ろ向きな教員の意識改革にもつながっていく。

打ち合わせの時間が確保できない等は、学校内部の教員の多忙感の解消にかかわる問題である。しかし、導入に当たってマニュアル化できる部分もあり、導入手順のマニュアル化、システム化を図ることで、負担感を減らし、学校側の導入意識を向上させることは可能である。

同時に、外部指導者となる人材育成を図ることも重要である。学校や教員は閉鎖的な一面を有している。「適当な外部指導者を紹介」でき、「適格審査を行い、外部指導者の資質が保証」される等、安心して導入できる人材を確保するとともに、外部指導者候補者への指導育成を図ることが円滑な導入を促進する。

18 柔道と剣道の違いについて（複数回答）

「柔道は剣道と比較して（ ）」	(%)
ア 直接組み合ってふれあい攻防ができる楽しさがある	133(78)
イ 人の痛みを実体験して考えられ、思いやりの心が育つ	83(49)
ウ 受け身等、日常生活にも有益である	98(58)
エ 傷害事故が起きやすく、安全面が心配である	60(35)
オ 武道の心を理解させやすい	16(9)
カ 世界的に認められており、導入が容易である	26(15)
「剣道は柔道と比較して（ ）」	
ク 安全配慮が容易である	77(45)
ケ 形を重視し、礼儀を指導しやすい	76(45)
コ 未経験の教員でも一定の指導が容易である	36(21)
サ 容易に簡易な試合まで行える	31(18)



○ 柔道、剣道それぞれの特性を生かして指導を行うことが重要

柔道のよさは「直接組み合ってふれあう」ことができ(78%)、「受け身」の効用(58%)も大きいと考える教員が多い。傷害事故の危険性についての数値は低い。これまでの柔道の事故は部活動中が圧倒的であることによると考える。

一方、剣道はより「安全性が高く」(45%)、「礼儀正しい」(45%)面が際立っている。剣道は礼儀正しく、柔道は粗野で野蛮という一般的イメージの払拭は、柔道界全体の使命である。

21年10月の「コーチのマナー」に関する全柔連通知に見られるように、柔道＝礼儀正しさを浸透させることは喫緊の課題である。

4. まとめ

平成24年度からの中学校保健体育における武道の必修化を前に、柔道の授業を支援するための資料を得るために質問紙調査を行った。その結果、次のようなことが言える。

- 1) 男性教員の武道経験は柔道が多く、女性教員の大部分は武道経験がない。
- 2) 単独で指導できる男性教員の3/4は初段または無段者である。
- 3) 女性教員の1/3は武道を担当しない予定であり、単独で指導できる教員の約9割は初段または無段者である。
- 4) 現在、実施している学校の8割は全学年で実施しており、第1学年の実施時数は5割の学校が10時間以下である。
- 5) 平成24年度に実施予定の学校の8割は全学年での実施を予定し、5割の学校が実施時数は10時間以下を予定している。
- 6) 大部分の学校が、平成24年度からは女子も男子と同様の規模で実施を予定している。
- 7) 柔道を選択する理由は、内容面ではなく教員の専門性や施設・備品の有無に左右されている。
- 8) 希望する研修内容は、「基本動作の習得」、「1時間の授業全体の流れ習得」が最も多かった。
- 9) 外部指導者の導入には、容易に導入できるマニュアル、安心して依頼できる人材育成が必要と考えられる。
- 10) 柔道、剣道それぞれの特性を生かして指導を行うことが重要と考えられる。

参考資料

中学校保健体育科武道（柔道）に関する調査

- 回答用紙に回答を記入してください
- 個人情報に関わる質問もありますが、別紙目的にある武道授業充実の研究にのみ使用するものですので、差し支えない範囲でお答えください

1 あなたの学校の保健体育科の先生の武道経験、武道指導能力についておききします。以下の項目にお答えください。

- ・武道の経験について（柔道 ・ 剣道 ・ その他 ・ なし）※段位取得の有無
- ・武道の指導レベルについて
 - ① 十分な指導ができる
 - ② 不十分な部分があるが、単独で指導できる
 - ③ 不十分な部分があり、外部指導者等とのTTならば指導できる。
 - ④ 現状では指導は困難であるが、24年度から授業を行う予定
 - ⑤ 指導は困難であり、武道の授業は他の教員に任せ、自分はダンス等を担当する予定

<記入例>

○A：柔道初段＋空手の経験、B：柔道貳段＋剣道初段、C：武道経験なし

	性別	武 道 経 験				指導可能 レベル
		柔 道	剣 道	その他	な し	
教員 A	男	初		○		②
教員 B	男	貳	初			①
教員 C	女				○	④
教員 D						

※ 該当する箇所には○印を記入、段位を取得している場合は段位を記入

※ 指導可能レベルは項目の①～⑤を記入

2 あなたの学校では、今年度の保健体育授業の武道単元をどのように実施していますか。以下の項目にお答えください。

- ・実施種目、実施形態、実施時間数
- ・実施場所 ①専用道場 ②体育館 ③その他（空き教室等）
- ・形態（必修 ・ 必修時間の中で男女が選択 ・ 選択授業の中で男女が選択 ・ その他）

<記入例>

○男子が柔道を1・2年：13時間、3年10時間実施、女子はダンスのため武道は未実施

	柔 道	剣 道	その他	実施場所
1年男子	13			②
2年男子	13			〃
3年男子	10			〃
1年女子				
2年女子				

3年女子				
総時間	36			

- 3 あなたの学校では、24年度保健体育授業の武道単元をどのように実施する予定ですか。以下の項目にお答えください。

- ・実施種目、実施形態、実施時間数
- ・実施場所 ①専用道場 ②体育館 ③その他（空き教室等）
- ・実施形態 （ 男女共習 ・ 男女別習 ）

<記入例>

○男子が柔道を各学年13時間、女子が各学年柔道を7時間、剣道を6時間実施

	柔道	剣道	その他	実施場所
1年男子	13			③
2年男子	13			〃
3年男子	13			〃
1年女子	7	6		②
2年女子	7	6		〃
3年女子	7	6		〃
総時間	60	18		—

- 4 上記の種目を実施する理由は何ですか。最も当てはまるものを2つまで選んで○を記入してください。

- ① その種目ならば教員が指導できる、または教員の専門性が生かせるから
- ② 本校の施設や現有する備品等を考えると、その種目の実施が適当だから
- ③ その種目が生徒への武道精神の指導にふさわしいと考えるから
- ④ その他（ ）

- 5 設問3で柔道を実施しないと回答した方のみにおききします。柔道を実施しない理由は何ですか。最も当てはまるものを2つまで選んで○を記入してください。

- ① 施設や備品等、柔道を実施するのにふさわしくない、または柔道以外の種目を実施するのにふさわしい状況があるから
- ② 柔道以外の種目に関する教員の専門性が高い、または柔道の専門性が低いから
- ③ 柔道は、傷害の危険性が高く、安全面に疑問があるから
- ④ 柔道は、日常生活で他の生徒に技をかける等、生活指導上の問題が起こる可能性があるから
- ⑤ その他（ ）

- 6 武道授業（柔道）の指導力向上のために、研修会を企画する際、どのような内容の研修を行ってほしいと考えていますか。最も当てはまるものを2つまで選んで○を記入してください。

- (1) 武道の精神の理解
- (2) 基本動作の技術習得（受け身、体さばき、補助運動等）
- (3) 投げ技の技術習得
- (4) 抑え技（寝技）の技術習得
- (5) 1時間の授業全体の流れの習得
- (6) 武道の精神の指導の工夫

- (7) 基本動作の指導の工夫
- (8) 投げ技の指導の工夫
- (9) 抑え技（寝技）の指導の工夫
- (10) 単元の指導計画作成
- (11) 安全指導、事故防止の指導の工夫
- (12) 女子への指導の工夫
- (13) その他（ ）

7 昨年度及び今年度、あなたの地区の教育委員会が主催する、授業としての柔道指導の研修会についておきします。最も当てはまるものを2つまで選んで○を記入してください。

- (1) 講師、研修内容・方法とも満足している
- (2) 教育委員会主催の研修会は実施されていない
- (3) 研修内容・方法が受講者の研修したい部分と一致していない点がある（具体例 ）
- (4) 講師の指導が受講者の研修したい部分と一致していない点がある（具体例 ）
- (5) その他（ ）

8 外部指導者の導入について

(1) あなたの学校では、武道授業に外部指導者を導入しようと考えますか。

- ① 積極的に導入を考えている
- ② 条件が合えば導入を考えていく
- ③ 考えていない

(2) そのように考える理由は何ですか。最も当てはまるものを2つまで選んで○を記入してください。

- ① 自分でも指導できるが、より専門性を持つ指導者も必要と考えるから
- ② 自分でも指導できるが、より多様な視点から生徒の育成を図りたいから
- ③ 自分一人の指導には不安を感じるから
- ④ 外部指導者との打合せの時間が十分に確保できないから
- ⑤ 授業の進め方について、意見の食い違い等のトラブルが心配だから
- ⑥ 指導観や評価について、意見の食い違い等のトラブルが心配だから
- ⑦ 個人情報の問題等、授業に教員以外の人間が入るのは好ましくないと考えるか
- ⑧ 適当な外部指導者が身近にいないから
- ⑨ 不安はあるが自分で工夫すればやっていけると考えるか
- ⑩ その他（ ）

9 設問8で外部指導者の導入を、②条件が合えば導入を考える ③考えていないと答えた方のみに質問します。最も当てはまるものを2つまで選んで○を記入してください。

- ① 外部指導者がいなくても十分な授業のレベルを維持できるから導入しない
- ② 適当な外部指導者を紹介してもらえる人材バンク等のシステムが整ったら導入を考える
- ③ 外部指導者の選定や打ち合わせ時間の確保等、事前準備の負担が解消されれば導入を考える
- ④ 教育委員会や柔道連盟等が事前研修を行い、外部指導者の資質が向上すれば導入を考える
- ⑤ 教育委員会や柔道連盟等が適格審査を行い、外部指導者の資質が保証されれば導入を考える
- ⑥ その他（ ）

10 あなたは、柔道と剣道の違いについてどのように考えますか。あてはまるものをすべて選んで○を記入してください。

「柔道は剣道と比較して（ ）」

- ① 直接組み合ってふれあい攻防ができる楽しさがある
- ② 人の痛みを実体験して考えられ、思いやりの心が育つ
- ③ 受け身等、日常生活にも有益である
- ④ 傷害事故が起きやすく、安全面が心配である
- ⑤ 武道の心を理解させやすい
- ⑥ 世界的に認められており、導入が容易である
- ⑦ その他（ ）

「剣道は柔道と比較して（ ）」

- ⑧ 安全配慮が容易である
- ⑨ 形を重視し、礼儀を指導しやすい
- ⑩ 未経験の教員でも一定の指導が容易である
- ⑪ 容易に簡易な試合まで行える
- ⑫ その他（ ）

11 武道必修化について、ご意見等自由にお書きください。

○ご協力ありがとうございました。回答用紙のみご返送ください。